22	(w), (y)	157.100	161.700		○	○	○
82	(w), (x), (y)	157.125	161.725		○	○	○
23	(w), (x), (y)	157.150	161.750		○	○	○
83	(w), (x), (y)	157.175	161.775		○	○	○
24	(w), (ww), (x), (y)	157.200	161.800		○	○	○
84	(w), (ww), (x), (y)	157.225	161.825		○	○	○
25	(w), (ww), (x), (y)	157.250	161.850		○	○	○
85	(w), (ww), (x), (y)	157.275	161.875		○	○	○
26	(w), (ww), (x), (y)	157.300	161.900		○	○	○
86	(w), (ww), (x), (y)	157.325	161.925		○	○	○
27	(z)	157.350	161.950			○	○
87	(z)	157.375	157.375		○		
28	(z)	157.400	162.000			○	○
88	(z)	157.425	157.425		○		
AIS　1	(f), (1), (p)	161.975	161.975				
AIS　2	(f), (1), (p)	162.025	162.025				

一般的な注

(a)　主管庁は、無線通信規則第51.69号、第51.73号、第51.74号、第51.75号、第51.76号、第51.77号及び第51.78号に定める条件に従って、軽飛行機及びヘリコプターが主に海上の支援作業に従事する船舶局又はこれに参加する海岸局との通信に使用する場合には、船舶相互間、港務通信及び船舶通航の業務の周波数を指定することができる。ただし、公衆通信と共用するチャネルの使用は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の事前の合意に従わなければならない。

(b)　この表に掲載されたチャネル（第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャネルを除く。）は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、高速データ送信及びファクシミリ送信にも使用することができる。

(c)　この表に掲載されたチャネル（第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャネルを除く。）は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、直接印刷電信及びデータ送信に使用することができる。

(d)　この表の周波数は、無線通信規則第5.226号に定める条件に従い、内陸水路における無線通信にも使用することができる。

(e)　25kHzチャネルに混信を生じさせないことを基本とし、ＩＴＵ－Ｒ勧告M.1084に従って、以下の条件の下で、12.5kHzチャネルインターリーブを適用することができる。

1)　この表の遭難及び安全の周波数、船舶自動識別装置（ＡＩＳ）の周波数並びにデータ交換の周波数の25kHzチャネル（特に第06、第13、第15、第16、第17、第70、ＡＩＳ１及びＡＩＳ２チャネル）への影響並びにＩＴＵ－Ｒ勧告M.489－２で定める技術的特性への影響がないこと。

2)　12.5kHzチャネルインターリーブの導入及びそれによる国内要件の制定は、影響を受ける主管庁との調整の対象となる。

個別的な注

(f)　156.3MHz（第06チャネル）、156.525MHz（第70チャネル）、156.8MHz（第16チャネル）、161.975MHz（ＡＩＳ１チャネル）及び162.025MHz（ＡＩＳ２チャネル）の周波数は、捜索、救助活動及びその他安全関連の通信を目的とする航空機局にも使用することができる。

(g)　第15及び第17チャネルは、実効輻射電力が１Ｗを超えないこと及びこれらのチャネルが主管庁が属する国の領海内で使用されているとき、当該主管庁の国内規則に従うことを条件として、船上通信にも使用することができる。

(h)　欧州海上地域及びカナダでは、第10、第67及び第73チャネルは、無線通信規則第51.69号、第51.73号、第51.74号、第51.75号、第51.76号、第51.77号及び第51.78号に定める条件に従って、個々の関係主管庁によって、共同の捜索及び救助作業並びに地域の汚染防止作業に従事する船舶局、航空機局及びこの作業に参加する陸上局間の通信のためにも使用することができる。

(i)　注(a)に定める目的のために優先する最初の周波数は、156.450MHz（第09チャネル）、156.625MHz（第72チャネル）及び156.675MHz（第73チャネル）とする。

(j)　第70チャネルは、遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出しにのみ使用する。

(k)　主に船舶相互間の航行安全通信のため、第13チャネルは、航行安全通信用のチャネルとしての世界的基礎での使用のために指定される。このチャネルは、関係主管庁の国内規則に従うことを条件として、船舶通航業務及び港務通信業務にも使用することができる。

(l)　これらのチャネル（ＡＩＳ１及びＡＩＳ２）は、地域的基礎で他の周波数が同じ目的のために特定される場合を除き、世界的な運用が可能な船舶自動識別装置（ＡＩＳ）に使用される。このような使用は、ＩＴＵ－Ｒ勧告M.1371に従う。

(m)　これらのチャネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波数チャネルとして使用することができる。

(n)　ＡＩＳを例外として、第75及び第76チャネルの使用は、航行に関連する通信のみに制限されるものとし、第16チャネルへの有害な混信を避けるため、出力の１Ｗ以下への制限又は地理的な分離等により全ての予防策をとるものとする。

(o)　（未使用）

(p)　これらのチャネルは、船舶からのＡＩＳの送信を受信するための移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

(q)　これらのチャネルを使用するときには、第70チャネルに有害な混信を与えることを避けるための全ての予防策をとるものとする。

(r)　海上移動業務においてこの周波数は、今後予定されるアプリケーションやシステム（例えば、新しいＡＩＳのアプリケーションや船外システムなど）の使用のために保留する。実験的な無線局を主管庁が認めた場合は、固定及び移動する無線局に対し有害な混信を与えないこと及び有害な混信を容認すること。

(s)　第75及び第76チャネルは、船舶局からの長距離用ＡＩＳ情報（メッセージ番号が27のもの：ＩＴＵ－Ｒ勧告M.1371参照）を受信するために移動衛星業務（地球から宇宙）にも割り当てる。